

熱海市個人情報保護条例及び熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月23日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第16号

熱海市個人情報保護条例及び熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(熱海市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 熱海市個人情報保護条例(平成10年熱海市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第36条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第37条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年熱海市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。